

諮問番号：平成31年度諮問第2号
答申番号：令和元年度答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成29年9月22日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

処分庁は、生活保護法による保護の基準額が決まっているから本件処分を変更できないというが、生活保護の基準が低いから生活ができない。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人の介護保険料が平成29年10月から変更（減額）されることにより、老齢基礎年金の実際の受給額が変更（増額）となることから、同年10月分保護費について、老齢基礎年金から介護保険料特別徴収額を差し引いた35,567円を収入充当して同月分の審査請求人への支給額を77,063円とする本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、保護の基準が低いから生活ができない旨を主張しているが、本件処分についてみると、審査請求人へ支給する保護費の減少は、審査請求人の介護保険料特別徴収額の減による収入充当額の増によるもので、支給額の算出に誤りはなく、処分庁の手續に違法又は不当な点は認められない

ことから、審査請求人の主張は認められない。

第4 調査審議の経過

平成31年4月15日	諮問書の受領
平成31年4月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5月7日 口頭意見陳述申立期限：5月7日
平成31年4月25日	第1回審議
令和元年5月27日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 法令等の規定

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）を定めている。

(3) 保護基準は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、年齢区分は、0歳～2歳、3歳～5歳、6歳～11歳、12歳～19歳、20歳～40歳、41歳～59歳、60歳～69歳、70歳以上と8つに区分され、この年齢区分によって基準額は異なっている。

平成29年10月の70歳以上の年齢区分における処分庁管内での居宅基準の生活扶助の額は74,630円である。

さらに、処分庁管内の世帯人員1人の住宅扶助額は、40,000円以内

の額である。

- (4)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知)第8の3の(2)のアの(ア)は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と定めている。
- (5)「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)の第8の1の(4)のイは、「老齢年金等で、介護保険法第135条の規定により介護保険料の特別徴収の対象となるものについては、特別徴収された後の実際の受給額を認定すること。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)によれば、以下の事実が認められる。

- (1)平成28年12月28日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。
- (2)平成29年9月22日付けで、処分庁は、「その他収入の変更」を理由とする保護変更決定を行った。保護決定通知書には「1 保護変更 平成29年10月1日」「5 扶助額(月額) 最低生活費内訳 生活扶助 基準額74,630円、住宅扶助38,000円、収入 収入充当額35,567円、扶助額 生活扶助39,063円、住宅扶助38,000円、支給額77,063円」との記載がある。さらに「今回支給額77,063円」との記載がある。
- (3)平成29年10月3日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求をした。

3 判断

- (1)本件についてみると、審査請求人世帯の平成29年10月の最低生活費の額は、生活扶助74,630円、住宅扶助38,000円、合計額112,630円であることが認められる。
- (2)処分庁は、審査請求人の介護保険料が平成29年10月から変更されることにより老齢基礎年金の実際の受給額が変更となることから、同年10月分の保護費について、老齢基礎年金から介護保険料特別徴収額を差し引いた35,567円を収入充当して同月分の審査請求人への支給額を77,063円とする決定を行ったことが認められる。
- (3)審査請求人は、生活保護の基準が低いから生活ができないと主張している

が、本件処分についてみると、審査請求人に支給する保護費の減少は、審査請求人の介護保険料特別徴収額の減による収入充当額の増によるものであることが認められる。

- (4) したがって、77,063円の保護費を支給するという本件処分は、額に誤りはなく、上記1の法令等の定めに従い行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長） 曾和 俊文

委員 前田 雅子

委員 矢倉 昌子